

# いのちと健康・兵庫センターニュース

2015年12月号

発行者：働くもののいのちと健康をまもる兵庫センター

いのちと健康を守る労働安全の世界的基準と職場での実践 大きな視野と具体的な視点で学習

## 11月28日 いの健・兵庫センター第5回労働講座を開催



開会挨拶で津川知久副理事長は「世界一企業が活躍しやすい、世界一働く者が脅かされる社会にするアベ暴走政治の根源をストップさせる大きな闘いと、職場地域で人間そのものが壊されている実態を日々の実践でどうくい止めてゆくか。命と健康を守るたたかいを大きな視野と具体的な視点で学んで頂きたい」と挨拶しました。

続いて日産・いすゞ自動車争議支援共闘会議争議団から、派遣労働者の不当解雇について7年に及ぶ法廷闘争の報告と支援が訴えられました。

### 第1講義 増田正幸弁護士「ILOの歴史 活動187号条約の意義」

増田弁護士は、ILOが労働者の権利を確立するため国際的労働基準を定める必要性から設立されたこと、ILO憲章が「貧困からの脱却」「公正な経済社会を作る」こ

とが世界平和にとって大切だという観点から労働者の権利擁護が語られた意義、格差の拡大と同時に軍国主義化が進んでいる今日において、あらためてILOが設立された経緯を振りかえる必要があること、ILOの根本原則を再確認する1944年のフィラデルフィア宣言の精神に立ち帰らなければならない事が強調されました。

### 過労死を生み出す大きな要因

また増田弁護士は、ILOが全ての人へのディーセントワークの実現を21世紀の目標として提唱しているのに対し、日本は当初からの加盟国でありながら1号条約(1日8時間週48時間に制限する)をはじめ、現在も労働時間に関する18のILO条約すべてを批准していない現状と、OECD加盟国の平均条約批准数74に対し日本は49と非常に低水準であることを指摘しました。また日本はILO運営に責任を負う10の常任理事国の1つであり、アメリカに次いで2位の経済負担をしながら、『金を出したらそれでええやろ』と言わんばかりにILOへの係わりが消極であることを示しました。

ILO187号条約については2007年7月24日、日本が世界で最初の批准国になったものであり、批准に先立ち'06年に労働安全衛生法が改正され、職場における危険性・有害性を調査する「リスクアセスメント」の明記、「過重労働」「メンタルヘルス対策」「長時間労働者への産業医の面談指導の実施」が安全衛生委員会に義務付けられたこと、その後成立した労働契約法も安全配慮義務が明記されたことなど、過労死予防の第1歩になったが、本質的な労働時間の規制をしないで体調の悪い労働者を早く見つけようというやり方は大きく間違っており、リスクアセスメントや安全衛生マネジメントシステムが本当に機能しているかどうか疑問であると述べました。

また12月から実施されるストレスチェック制度にも言及され、制度の概略、目的、仕組み、ストレスチェックの実効性や運用、制度設計の難しさを示され、労働組合の役割が重要であることを指摘されました。

最後に増田弁護士は、労働時間規制がメンタルヘルス対策において一番重要なことでありながら、その実現とは全く逆の方向に向かっている現状を危惧され、ILO条約の運用を含めてさらに取り組みを進めていかなければならないことを強く訴えられて講義を終えられました。



## 第2講義 福祉保育労大阪地方本部副委員長 佐本佳寿子氏 「心の病」職場復帰への取り組み



佐本氏はまず、2000年の介護保険制度や、'06年の障害者自立支援法の導入等、福祉制度の改悪で現場は大きく様変わりし「心の病」で休職・退職する職員が増えていることや、非正規雇用者が半数以上を占め、若い職員の悩みの受け皿がないことや、経験不足の中での大きな責任の負担、実務量の増大によるゆとりの喪失等、厳しい職場環境にふれ、その中で労働安全衛生委員会の健康確保の取り組みについて報告しました。

佐本氏はその上で、事故や苦情、ヒヤリハットを報告する「苦情管理委員会」、利用者の安全と人権擁護のための「虐待防止委員会」、全職員対象の「安全衛生大会」の開催、精神科の医師や心理相談員、産業医によるメンタルヘルスの学習会、新人職員への健康で働くための研修会、メンタルヘルスへの外部学習会への参加等の取り組みについて具体的な事例も挙げ、50人以下の職場でも3名の産業医を配置し、メンタルヘルス対策のために労働組合も専従体制をいれたこと、労働安全衛生部長が専任で配置され、複数体制で安全衛生の組織的な強化を図ったこと、施設により対応が異なるため、関西心理相談委員会の指導のもと復帰プログラムを作成したことなどが報告されました。

職場復帰についても1ヶ月以上の欠勤者があった場合、職場復帰委員会（衛生管理部長・施設長・組合）を本人も含め設置し、安心して療養できる体制を整え、主治医と連絡を取りながら回復に負荷をかけないように徐々に職場復帰を目指し、自宅、自宅外、職場での3点のリハビリも行い、勤務時間、環境にも考慮し、職場の変更など具体的な取り組みや障害者雇用支援機構のリワーク支援の活用も紹介し、施設と本人の間に入る労働組合の存在の大切さも強調しました。また職場復帰後も勤務時間などにルールを作り職場全体で支えてゆく体制が作られていることや、心理相談員による定期的なカウンセリング（昨年65名の相談）も実施されていることなどを紹介しました。その上で、職場復帰した職員を支える職場自体に深み、厚みがなく、その未熟さの中で心の病の人をどう支えてゆくか、職場、個人の努力だけでは解決できない問題でもありセーフティネットの整備や国、自治体への要求のたたかいが重要であると今後の課題を示しました。



## 過労死のない社会へ 光通信過労死裁判 特別報告

労働講座の後、大手携帯電話販売代理店「光通信」に勤務し33歳の若さで過労死された被災者のご家族から、5年9カ月にわたる過労死認定裁判のたたかいが報告されました。

2010年2月5日、突然知らされた危篤の連絡を受けた当日の事から、業務の内容が次々と明らかになるうち、この死が過労死だと確信し裁判に至った経緯を述べられ、労災申請での国からの不当な主張への弾圧で打ちのめされながらも、真実を求めたたたかうことを誓い、苦しい、悲しい裁判を乗り越えてこられた思いと、支援の会の結成、証拠保全、署名活動、マスコミへの訴えなどたたかいをふり返り、支援者に対し深い感謝を述べられました。この過労死裁判において、ご家族は一貫して不当な過労死認定をした行政を改めさせること、ブラック企業光通信の責任を認めさせること、また同じ悲しみを二度と繰り返させないことを訴え続け、大きな悲しみと苦労の中、5年9か月間を闘ってこられました。

「過労死を1日でも早くこの社会から根絶させる！」参加者一同、その思いをこの報告集会で新たにしました。

### 過労死行政裁判経過

2012/5/23 再審査請求棄却 2012/9/12 大阪地裁へ提訴 2012/11/7 大阪地裁 第1回口頭弁論

2013/1~2014/6 大阪地裁 第1回~第8回弁論準備 2014/9/24 大阪地裁証人尋問 2015/2/4 大阪地裁勝訴

2015/5/25 大阪高裁第1回控訴審 2015/9/25 大阪高裁勝利判決 2015/10/9 国が上告を断念し判決確定